

公益財団法人九州先端科学技術研究所公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する要領

本要領は、公益財団法人九州先端科学技術研究所公的研究費の不正行為の防止等の取扱い要綱第12条に規定されている不正使用に係る調査についての手続き及び方法等を定める。

(告発等の取扱い)

第1条 公的研究費の不正使用に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費の配分機関に報告する。

(調査委員会の設置及び調査)

第2条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、本研究所に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する。

3 第三者の調査委員は、本研究所及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第3条 本研究所は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

(認定)

第4条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(公的研究費の配分機関への報告及び調査への協力等)

第5条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について公的研究費の配分機関(以下、配分機関という)に報告、協議しなければならない

2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(調査結果の公表)

第6条 前条の規定による調査の結果、不正を認定した場合は、合理的な理由のため非公表とする必要がある場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本研究所が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、研究所長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。